

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

## 質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事2

質 問 事 項	回 答
1. 安全で合理的に工事を完了させるためには、立坑形状の変更が有効で効果的な側面があると考えられますが、立坑形状の変更は技術提案として認められますでしょうか、ご教示願います。	整理番号 130510557 契約後の協議事項となります。 なお簡易な施工計画の記載にあたっては、設計図書に基づくものとしておりますので、質問にあります変更は認められません。
2. 施工の合理性を追求する場合、立坑の施工方法や工法の変更についても有効であると考えられますが、施工方法や工法の変更は技術提案として認められますでしょうか、ご教示願います。	上記1. の回答のとおりです。
3. 要求性能を確保することを前提として、地盤改良の工法、形状の変更は可能ですか、ご教示願います。	上記1. の回答のとおりです。
4. MG3-5-1 立坑およびNNB-1-1 立坑の構築構造が分かる資料、図面がありましたらご提示願います。	設計図書のとおりです。
5. 要求性能を確保することを前提として、セグメントの形状や継手構造の変更は認められますでしょうか、ご教示願います。	上記1. の回答のとおりです。
6. 技術提案する交通規制日数に常設作業帯の設置期間は含まれますか。また道路管理者、交通管理者との協議結果により、施工方法に変更が生じた場合は提案日数の変更や設計変更の対象となりますか、ご教示願います。	常設作業帯の設置は想定しておりません。簡易な施工計画のテーマ②の細目②の記載にあたっては、夜間は車線を開放するものとして記載願います。提案日数の変更や設計変更については契約後の協議によります。
7. 工法に起因する騒音、振動により施工方法が変更となった場合は設計変更の対象となりますか、ご教示願います。	契約後の協議によります。

[様式第13号]

質 問 事 項	回 答
8. 近接構造物への影響監視が必要となった場合は設計変更の対象となりますか、ご教示願います。	契約後の協議によります。
9. 土質条件に起因した技術的課題により工法や施工方法が変更となった場合は設計変更の対象となりますか、ご教示願います。	契約後の協議によります。
10. 標準案における工程表をご提示願えませんかでしょうか。	提示はできません。
11. 被災地域における労務者の状況をかんがみて、二次製品を積極的に採用することは、事業の早期供用開始を担保するために重要であると思われませんが、本体構造物の一部を工場製品に代替することは、技術提案の対象となりますでしょうか、ご教示願います。	上記1. の回答のとおりです。
12. 技術的所見テーマ②の細目②についても、細目①と同様に交通規制日数の削減量が評価基準となるのでしょうか、評価基準についてご教示ください。	細目②については交通規制日数に応じて評価を行います。その評価基準については提示できません。
13. 標準案における到達立坑での工程表、規制日数をご提示願えませんかでしょうか。	提示はできません。
14. 標準案における「ボルトボックス穴埋め」および「セグメント目地コーキング工」の所要日数および施工班数をご提示願えませんかでしょうか。	提示はできません。
15. 標準案で想定されている「シールドマシン製作期間」をご教示ください。	提示はできません。
16. 標準案の工程における「準備工」と「後片づけ」の期間をご教示ください。	提示はできません。

[様式第 13号]

質 問 事 項	回 答
17. 雨天および休日に関する補正係数をご教示ください。	提示はできません。 簡易な施工計画テーマ②の細目①, ②においては, 休日を4週8休とし, 必要に応じて雨天日数やその他条件を考慮した補正係数により日数を算出してください。
18. 「簡易な施工計画 テーマ① 細目③ 安全管理」について、吊り防護は「図面 45/60 No. NNB-1-1 到達立坑仮設図」に示された方法が参考図であり、具体的な施工計画を立案して記述すると考えてよろしいですか。ご教示ください。	簡易な施工計画のテーマ① 細目③は既設幹線の点検・監視の体制・手順について評価するものです。点検・監視の体制・手順の計画に必要な事項を検討のうえ, 記述してください。
19. 発信立坑に対する第3南蒲生幹線工事1のシールド到達時期をご教示ください。	提示はできません。
20. 「簡易な施工計画 テーマ② 細目① 工程計画」について一次覆工の工程短縮の工夫で、シールド機長を長くするとセグメントに対する施工時荷重の増大が懸念されますが、シールド機の機長の変更は可能でしょうか。ご教示ください。	契約後の協議事項となります。
21. 標準案で想定されているシールド機の姿図をご開示ください。	提示はできません。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。